

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 6 月 11 日

岡藤ホールディングス株式会社

2020年6月11日

株式交換に係る事前開示事項

東京都中央区新川二丁目12番16号
岡藤ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小崎 隆司

当社は、2020年5月15日付で日産証券株式会社（以下「日産証券」という。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

別紙3のとおりです。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙5のとおりです。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙6のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項
（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換は会社法第799条第1項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

岡藤ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び日産証券株式会社（以下「乙」という。）は、2020年5月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：岡藤ホールディングス株式会社

住所：東京都中央区新川二丁目12番16号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：日産証券株式会社

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に5.65を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式5.65株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2020年6月26日に開催予定の定時株主総会（以下「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、2020年6月19日に開催予定の定時株主総会（以下「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲定時株主総会又は乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者の書面による同意を得るものとする。

第8条（剰余金の配当）

乙は、2020年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額125,400,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、剰余金の配当及び剰余金の配当額の変更をすることができる。

第9条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は本株式交換に際して、基準時において乙が発行している以下の表の第1欄記載の①から③までに掲げる各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権に代わる新株予約権として、各新株予約権の募集要項の条件に沿って、それぞれ、基準時における当該新株予約権の総数と同数の同表第2欄の①から③までに掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	日産証券株式会社 第 1 回新株予約権	別紙 1 記載	岡藤ホールディングス株 式会社第 1 回新株予約権	別紙 2 記載
②	日産証券株式会社 第 2 回新株予約権	別紙 3 記載	岡藤ホールディングス株 式会社第 2 回新株予約権	別紙 4 記載
③	日産証券株式会社 第 3 回新株予約権	別紙 5 記載	岡藤ホールディングス株 式会社第 3 回新株予約権	別紙 6 記載

2. 前項の規定により交付される新株予約権の割当てについては、基準時において乙が発行している前項の表の第 1 欄の①から③までに掲げる各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権 1 個につき、各新株予約権の募集要項の条件に沿って、それぞれ同表第 2 欄の①から③までに掲げる甲の新株予約権 1 個を割り当てる。

第 10 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第 11 条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲定時株主総会又は乙定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下本頁余白）

以上の合意を証するため、本契約を 2 通作成し、記名押印の上、各当事者 1 通を所持する。

2020 年 5 月 15 日

甲

東京都中央区新川二丁目 12 番 16 号

岡藤ホールディングス株式会社

取締役社長 小崎隆司

2020 年 5 月 15 日

乙

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号

日産証券株式会社

代表取締役社長 二家 英彰

日産証券株式会社 第 1 回新株予約権

以下、本別紙において日産証券株式会社を「甲」といい、新株予約権者を「乙」という。

＜新株予約権の募集要項＞

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式569,700株

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、甲は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の総数

5,697個

(新株予約権1個につき普通株式100株。

ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の割当日

平成26年4月30日

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権1個につき金75,000円

(1株につき金750円)

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、甲の発行済株式総数から甲が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、そ

その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、甲は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成28年5月1日から平成33年4月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 乙は、新株予約権の権利行使時においても、甲または甲関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 乙が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の権利行使時において、甲の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
 - ④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、甲の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得事由
- ① 甲が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、甲が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、甲が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされたとき）、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による甲株式の取得について甲の承認を要することまたは当該種類の株式について甲が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、甲は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が上記(7)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、甲の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。
- (11) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 甲が、合併（甲が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ甲が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新た

に発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

岡藤ホールディングス株式会社 第 1 回新株予約権

<新株予約権の発行要項>

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び株式の数は、当社普通株式565株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後 株式数} = \text{調整前 株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 新株予約権の割当日

2020年10月 1 日

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 株当たりの払込価額に割当株式数を乗じた額とする。当初の行使価額は、133円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 払込金額} = \text{調整前 払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 払込金額} = \text{調整前 払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

2020年10月1日から2021年4月30日まで

- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
 - ④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）、当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認議案が当社の取締役会で承認されたとき、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当社株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が上記(6)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、当社の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。
- (10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権

を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

日産証券株式会社 第2回新株予約権

以下、本別紙において日産証券株式会社を「甲」といい、新株予約権者を「乙」という。

＜新株予約権の募集要項＞

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式728,900株

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、甲は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の総数

7,289個

(新株予約権1個につき普通株式100株。

ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の割当日

平成28年6月30日

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権1個につき金80,000円

(1株につき金800円)

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、甲の発行済株式総数から甲が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当

たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、甲は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 乙は、新株予約権の権利行使時においても、甲または甲関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 乙が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。

③ 新株予約権の権利行使時において、甲の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。

④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、甲の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得事由

① 甲が消滅会社となる合併契約承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき、甲が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき、甲が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされたとき）、甲の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認議案が甲の取締役会で承認されたとき、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による甲株式の取得について甲の承認を要することまたは当該種類の株式について甲が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、甲は、甲の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が上記(7)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、甲の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。

(11) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

甲が、合併（甲が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ甲が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

岡藤ホールディングス株式会社 第2回新株予約権

<新株予約権の発行要項>

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び株式の数は、当社普通株式565株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 新株予約権の割当日

2020年10月1日

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たりの払込価額に割当株式数を乗じた額とする。当初の行使価額は、142円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

2020年10月1日から2023年6月30日まで

- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
 - ④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）、当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認議案が当社の取締役会で承認されたとき、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当社株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が上記(6)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、当社の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。
- (10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以

下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

日産証券株式会社 第3回新株予約権

以下、本別紙において日産証券株式会社を「甲」といい、新株予約権者を「乙」という。

＜新株予約権の募集要項＞

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式737,100株

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、甲は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の総数

7,371個

(新株予約権1個につき普通株式100株。

ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の割当日

2018年2月28日

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権1個につき金85,000円

(1株につき金850円)

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、甲の発行済株式総数から甲が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、甲が合併、株式交換、会社分割を行う場合、そ

その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、甲は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2020年3月1日から2025年2月28日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 乙は、新株予約権の権利行使時においても、甲または甲関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 乙が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の権利行使時において、甲の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、甲の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得事由

- ① 甲が消滅会社となる合併契約承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき、甲が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき、甲が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が甲の株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされたとき）、甲の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認議案が甲の取締役会で承認されたとき、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による甲株式の取得について甲の承認を要することまたは当該種類の株式について甲が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、甲は、甲の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が上記(7)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、甲の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。

(11) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

甲が、合併（甲が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ甲が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組

組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

岡藤ホールディングス株式会社 第3回新株予約権

<新株予約権の発行要項>

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び株式の数は、当社普通株式565株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権と引換えに払込む金銭
(3) 新株予約権の割当日
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

2020年10月1日

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たりの払込価額に割当株式数を乗じた額とする。当初の行使価額は、151円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2020年10月1日から2025年2月28日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による当該新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件については、本契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が当社の株主総会で承認されたとき（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）、当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認議案が当社の取締役会で承認されたとき、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当社株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたとき、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が上記(6)に定める行使の条件を満たさなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、当社の裁量により、任意の時期に一括して行うことができるものとする。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、そ

れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記(6)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める権利行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(9)に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
前記(10)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権証券
新株予約権証券は発行しない。

別紙2

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	日産証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	5.65
本株式交換により交付する株式	普通株式：46,104,000株（予定）	

注1) 株式の割当比率

日産証券の普通株式1株に対して、当社の株式5.65株を割当て交付いたします。但し、当社が保有している200,000株については割当て交付いたしません。

注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式46,104,000株

なお、日産証券は、本株式交換の効力発生の直前の時点（以下「基準時」といいます。）において日産証券が保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって日産証券が取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになる日産証券の株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び日産証券から独立した第三者算定機関を選定する必要性が生じておりました。そこで当社の取引先である独立系アセットマネジメント会社より東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）の紹介を受け、同社との面談、ホームページの閲覧及び他社の開示事例の閲覧を行い、株式交換比率算定の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、TFAに本株式交換比率の算定を依頼しました。なお、TFAの公開会社での過去の算定実績やTFAとの面談や各対応での迅速かつ柔軟な対応を評価し、当社としても信

頼のおける評価機関であり他の算定機関との比較は不要と判断し、他の第三者算定機関の検討を行っておりません。

なお、日産証券は、本株式交換比率の決定後である、2020年5月28日、第一商品株式会社（以下「第一商品」といいます。）が運営する商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所での取扱商品を除く商品先物取引業）の事業譲渡（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議しています。

当社では、日産証券より、本事業譲渡の内容について下記のとおり情報提供を受けるとともに、本事業譲渡による本株式交換比率の変更の要否について協議いたしました。

本件株式交換比率は、第三者算定機関である TFA の算定結果（以下「本算定結果」といいます。）を参考にしております。従いまして、本事業譲渡による本株式交換比率に与える影響につきましては、本算定結果の基となった日産証券の業績並びに将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローが、本事業譲渡によって如何なる影響を受けるのかを見定めることが必要となります。

当社では、このような観点から日産証券に対して、本事業譲渡が日産証券の業績等に与える影響について確認しました。これに対して日産証券より、本事業譲渡は主として第一商品のお客様に係る資産及び負債等の承継であるところ、当該顧客資産については商品先物取引市場の相場動向に左右され大幅に増減する可能性があり、承継される顧客数及び預り資産については、事業譲渡の効力発生日である 2020 年 7 月 20 日に最終的に確定するものであることに加え、第一商品のお客様のご意向や第一商品から日産証券に異動する従業員数等の不確定要素があるため、現時点においては、本事業譲渡が日産証券の業績等に与える影響について確定的な予測は困難である旨の説明を受けました。

当社及び日産証券では、上記の条件下においては、本事業譲渡による影響を本株式交換比率の算定に採用した DCF 法及び類似企業比較法に適切かつ合理的に織り込むことは困難であるとの認識で一致し、本株式交換比率の変更は行わないとの結論に達しました。

また当社では、本事業譲渡は顧客資産の承継を主とするものであり、第一商品より公表されている直近の業績数値を参考にすると、日産証券の顧客基盤拡大に資するものであることは確実であり、同社の企業価値の向上につながるものと推定されることから、本株式交換比率の変更を行わないとした場合でも、当社の既存株主にとって決して不利益なものではないと判断いたしました。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び日産証券との関係

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び日産証券から独立した第三者算定機関として、TFA に本株式交換比率の算定を依頼しました。なお、TFA は、当社及び日産証券の関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

② 算定の概要

TFA は、当社につきましては、当社株式が東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場しており、市場株価が存在していることから、市場株価法を採用して算定を行っております。

TFA は、当社株式の市場株価法の算定に際し、通常であれば検討すべき本株式交換に係る取締役会前日の終値株価や平均株価は 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均、6 ヶ月平均といった平均期間を

採用するのではなく、昨今の新型コロナウイルス感染症等により安定感を欠いた市況環境であることを鑑み、より慎重に当社の実態及び業績を反映した合理性のある市場株価を採用すべきと判断しております。TFA は、連結業績見通しの公表日の翌日から、算定基準日までの平均株価がより当社の実態及び業績を反映した合理性のある市場株価であると判断しており、当社が2020年3月期第3四半期の連結業績見通しを公表した翌日2020年2月14日（当日含む）から算定基準日である2020年5月14日（当日含む）までを観察期間とし、当該観察期間の平均株価を採用しております。また、市場株価法による平均株価においては、取引価格を売買高で加重平均した価格で、より取引実態に近い平均的な約定価格である出来高加重平均を採用しております。出来高加重平均は、終値単純平均では反映できない日々出来高や売買代金が反映されており、終値単純平均と比較し市場株価法において採用が適当であると判断しています。なお、当該観察期間における出来高加重平均株価は161円、終値単純平均株価は145円となります。また、算定基準日までの終値単純平均株価は1ヶ月平均145円、3ヶ月平均144円、6ヶ月平均158円となります。

TFA は、通常2～3年程度の計画があればDCF法による検証は可能であります。当社は当社グループの主たる事業は商品先物取引業および金融商品取引業であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあり、この事業の特性を鑑みると、業績予想を適正かつ合理的に行なうことは非常に困難であることから、当社は目標値も含め参照すべき計画値を有していないこと、また、安定的に利益を創出している企業であれば過去実績の平均値から将来業績を予測し、DCF法による検証を行うことを検討いたしました。当社においては過去の事業年度における推移においても安定的な業績ではなく、妥当と考えられる将来予測が困難であることから、DCF法の採用は適当ではないと判断しております。

また、事業価値のEBITDA（営業利益に減価償却費を加算したもの）に対する倍率（EV/EBITDA倍率）、PER倍率が採用できないことから、類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断し、これらの算定手法を採用しておりません。結果として、TFAは複数の算定手法を検討した結果、当社株式は出来高加重平均株価を用いた市場株価法を採用しております。

なお、当社においても、TFAが上記のとおり複数の算定手法を検討したものの、結果として市場株価法のみを採用したこと、市場株価法の採用においてもより合理性の高いと考えられる市場株価を採用していることといった説明を受け、算定手法の検討を行いました。市場株価法の採用は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから公正価値の算定という観点から妥当であると考えており、過去の類似する開示例からも上場会社において市場株価の採用事例が一般的であると伺えるため妥当と判断いたしました。また、複数手法による算定が望ましいことから、将来の事業活動の状況を評価に反映させるDCF法の採用の可否も検討を行いました。目標値も含め参照すべき計画値を有していない当社の状況から採用が困難であると判断致しました。さらに過去の類似する開示例においても、市場株価法の単独法により算定されている事例もあることから、当社においては複数手法による算定ではなく、株式価値を市場株価法の単独法により算定したことは妥当であると判断しております。

他方、TFAは、日産証券につきましては、日産証券の株式は上場しておらず、市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。DCF法では、日産証券について、日産証券の事業計画（算定期間：2021年3月期から2023年3月期）、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した日産証券の財務予測に基づき、日産証券が将来生み出すと見込まれるフリー・キャ

ッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。なお、TFA が DCF 法による算定の前提とした日産証券の将来の財務見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

なお、DCF 法による算定の前提とした事業計画の具体的な数値は以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
売上高	5,157,964	5,252,422	5,271,232
営業利益	273,838	360,914	379,226
EBITDA	524,886	618,963	637,275
フリー・キャッシュ・フロー	189,988	250,402	263,107

また日産証券においては、2020年3月期において営業利益を計上していること及び長期の事業計画が存在すること並びに同社には比較可能な上場類似会社が存在することから、類似会社比較法による算定を行っております。同手法については、日産証券の類似上場会社として事業内容、企業規模を勘案し8社（丸八証券株式会社、株式会社あかつき本社、第一商品株式会社、豊商事株式会社、株式会社小林洋行、藍澤証券株式会社、極東証券株式会社、当社）を採用し、EV/EBITDA 倍率、PER 倍率及び PBR 倍率を用いて算定しております。

上記方式において算定された当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	日産証券	
市場株価法	DCF 法	4.97 ～ 6.08
市場株価法	類似会社比較法	1.35 ～ 7.21

TFA は、本株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFA の本株式交換比率の分析は、2020年5月15日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

（３）公正性を担保するための措置

本株式交換においては、日産証券が当社株式 2,000,000 株（議決権比率 18.65%）を保有する当社の主要株主である筆頭株主であるため、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換の公正性を担保するために、当社は、当社及び日産証券から独立した第三者算定機関として、TFA を選定し、本株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。当該算定結果の概要は、上記 2.「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の

(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、TFA から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社はシティユーワ法律事務所を、日産証券は潮見坂綜合法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

(4) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、日産証券が当社株式2,000,000株（議決権比率18.65%）を保有する当社の主要株主である筆頭株主であるため、以下の利益相反を回避するための措置を講じております。

具体的には、2020年5月15日開催の当社の取締役会では、当社取締役二家英彰氏を除く取締役の全員一致で本株式交換に関する審議及び決議を行いました。

当社の取締役二家英彰氏は、日産証券の代表取締役社長を兼任しておりますので、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉に参加していません。

3. 当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会計規則第39条に従い、当社が決定いたします。これは、当社の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

別紙 3

会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めに関する事項 (会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号)

本株式交換により、当社の完全子会社となる日産証券は、新株予約権20,357個（目的となる株式の数2,035,700株）を発行しており、2020年5月15日現在において残存しております。

当社は、本株式交換に際して、基準時における日産証券が発行する第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえた、当社第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の同数をそれぞれ割り当てます。

これにより、当社は、本株式交換に際して日産証券が発行する第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を取得すると同時に新規発行の当社第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を割当交付する予定です。当社は、上記取得した日産証券が発行する第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を消却する予定です。

また、日産証券が発行する新株予約権の概要は以下のとおりとなります。

	第1回	第2回	第3回
目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき、対象会社の普通株式100株		
割当日	2014年4月30日	2016年6月30日	2018年2月28日
発行総数	5,697個	7,289個	7,371個
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個につき75,000円（1株750円）	1個につき80,000円（1株800円）	1個につき85,000円（1株850円）
行使期間	2016年5月1日から2021年4月30日	2018年7月1日から2023年6月30日	2020年3月1日から2025年2月28日

事 業 報 告
(平成31年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦に起因する世界経済の成長鈍化懸念や令和元年10月の消費税増税の影響もあり停滞しました。また、2月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による世界経済の景気後退リスクが懸念される状況となりました。

このような経済環境の中、当事業年度における国内株式市場は、4月1日の日経平均株価終値21,509円03銭から4月25日に22,307円58銭まで上昇しましたが、その後は米中貿易摩擦の激化などで下押し圧力が強まり、8月26日には20,261円04銭まで下落しました。9月に入ると世界的な金融緩和や米国株の上昇を背景に上昇に転じ、12月17日に24,066円12銭まで上昇しました。その後は1月末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による世界経済の悪化見通しが強まり下落に転じ、当事業年度末は18,917円01銭で取引を終えました。

また、当事業年度における国内商品先物市場は、貴金属は、米国や中国の好調な経済指標を背景に、世界経済の先行き見通しに悲観的な見方が後退したことや5月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で金利の据え置きが決定し利下げ観測が後退したことから乱調な推移となりました。しかし6月に入ると米中貿易摩擦長期化懸念や米国の雇用統計が市場予想の下限を下回るなど、鈍化傾向を見せたことから急伸場面となりました。その後米連邦準備制度理事会（FRB）が年内利下げを視野に入れる方針を示唆したことから急伸場面となりました。また、新興国を中心に複数の中央銀行が利下げを発表したことや米国の利下げ継続見通しが支援要因となり上昇しました。その後は良好な米国指標に上値を抑えられつつレンジ相場にて推移しておりましたがFRBが12月のFOMCにて今後の金融政策について利上げに消極的な姿勢を示したことから5,300円台を回復しました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、リスク回避の動きから上場来高値を更新しましたが、3月の世界同時株安の影響から手元資金調達のために金市場でも売りが殺到し、下落に転じたもののFRBによる緊急利上げにより5,700円台まで回復するなど乱高下する展開となりました。

原油は、米国による経済制裁の影響で原油供給が一段と減少するとの見通しや、リビアの情勢不安などを背景とした供給不安から堅調なスタートとなりました。その後の欧米経済指標の鈍化を受けて世界的な景気後退懸念が強まり、エネルギー需要の先行きに悪影響をもたらすとの思惑から急落、各国の株式市場が下落したことも圧迫要因となりました。中東を中心とした産油国の情勢と、米中貿易摩擦を背景とした需要の減少見通しの強弱材料の綱引きの後、年末に石油輸出国機構（OPEC）総会と非加盟国を含めたOPECプラス会合にて減産幅を拡大したことから上値を追う展開となりました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による石油需要減少懸念に対してOPECを中心とした産油国が協調減産幅の拡大を行い相場を下支えすることを期待した動きや、FRBが緊急利下げに踏み切ったことは支援要因となりましたが相場を押し上げるまでには至らず、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を見てリスクオフの動きが強まり

ました。また、OPEC加盟国と非加盟国の協調減産が3月で終了し、主要産油国による価格競争が激化するとの懸念から一時20ドルを割れる18年ぶりの安値更新する値段をつけて取引を終えました。

東京商品取引所における出来高は21,423千枚となり、前期比で101.6%となりました。

このような環境の中、当事業年度における当社の経営成績は、営業収益が55億23百万円（前期比104.7%）、純営業収益が54億59百万円（同104.4%）となりました。

また、販売費・一般管理費は52億19百万円（同98.3%）となり、営業利益が2億40百万円（前事業年度実績 営業損失84百万円）、経常利益が3億89百万円（同752.7%）、当期純利益が1億88百万円（同122.9%）となりました。

なお、主な内訳は以下のとおりです。

（受入手数料）

当事業年度の株式委託売買代金は、1,943億36百万円（前期比94.3%）、証券先物・オプション取引契約金額が92兆820億17百万円（同141.9%）となりました。この結果、当事業年度の委託手数料は14億75百万円（同102.6%）となりました。

また、投資信託募集取扱高は、37億79百万円（同101.6%）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料が68百万円（同73.4%）となりました。

その他受入手数料は1億83百万円（同92.6%）となり、受入手数料の合計は17億27百万円（同99.9%）となりました。

（受取手数料）

当事業年度の商品先物取引委託売買高は431万5千枚（前期比69.6%）となり、受取手数料は31億19百万円（同109.5%）となりました。

（トレーディング損益）

当事業年度のトレーディング損益は5億90百万円（前期比98.1%）となりました。

（金融収支）

当事業年度の金融収益は86百万円（前期比93.5%）、金融費用は64百万円（同136.5%）となったことから、金融収支は22百万円（同48.7%）となりました。

（販売費・一般管理費）

当事業年度の販売費・一般管理費は、情報処理端末入替による購入に伴う事務用品費の増加及び裁判和解金の支払に伴う商品先物取引事故損失の増加の影響がある一方で、取引量減少に伴う取引所費用の減少及び社員数の減少に伴う人件費の減少等の影響により、52億19百万円（前期比98.3%）となりました。

（営業外収益）

当事業年度の営業外収益は、受取配当金1億21百万円等により、1億49百万円（前期比80.9%）となりました。

（特別利益）

当事業年度の特別利益は、投資有価証券売却益31百万円等により、43百万円（前期比17.4%）となりました。

(特別損失)

当事業年度の特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入41百万円、固定資産除却損50百万円、特別退職金40百万円、支店移転費用7百万円等により、1億39百万円（前期比214.1%）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は1億62百万円であり、主にT F X取引所システム変更対応に係る設備投資67百万円、T F X取次者向け機能開発に係る設備投資44百万円、その他ソフトウェアの開発及び購入34百万円を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (H28. 4～29. 3)	第 73 期 (H29. 4～30. 3)	第 74 期(当期) (H30. 4～31. 3)	第 75 期(当期) (H31. 4～R2. 3)
営業収益（千円）	5,645,251	6,393,079	5,271,735	5,523,717
純営業収益（千円）	5,591,762	6,341,342	5,224,494	5,459,191
経常利益（千円）	269,765	297,334	51,691	389,112
当期純利益（千円）	311,091	332,529	153,192	188,283
1株当たり当期純利益（円）	37.21	39.77	18.32	22.52
総資産額（千円）	36,091,343	36,535,824	33,877,826	39,213,444
純資産額（千円）	8,538,603	9,212,438	9,083,136	9,075,554
1株当たり純資産（円）	1,021.36	1,101.96	1086.50	1085.59

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当社との関係
ユニコムグループホールディングス株式会社	90百万円	96.89%	本社オフィスの賃貸借 自己売買取引の受託

親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社との本社オフィスの賃貸借取引に当たっては近隣の取引価格を参考にし同等の価格によること、また、自己売買取引の受託取引に当たっては他の委託者と同水準の条件で行うことに留意しております。

当社取締役会は同社との取引の内容が公正な価格で行われており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 金融商品取引部門と商品先物取引部門を両輪とし、相場動向に左右されない強固な収益基盤の構築を図ってまいります。各営業部門における課題認識は以下のとおりです。

イ. 証券対面取引部門

顧客層の高齢化が進んでいることから、引き続き、新規口座開拓の推進及び預り資産の拡充を重点課題としております。そのため、営業員の金融商品に対する知識の向上、コンプライアンスやリスク管理に関する各種ルール（趣旨を含む）の周知徹底、若手営業員の育成強化及び抜擢人事の推進を図ってまいります。さらに、営業員の提案能力をより一層向上させ、日本株に過度に依存しない「長期かつ資産分散型投資」の提案により、新たな顧客層の開拓とスリープ顧客の活性化を目指してまいります。また、取引の利便性向上のためのインターネット取引の併用によるサービス提供についても、さらなる推進を図ってまいります。金融商品仲介業者を介した取引については、営業員管理や顧客管理等について、業者に依存するのではなく、自社の基準に照らした管理、監視体制を整備し、リスク管理強化に努めてまいります。

ロ. 法人取引部門

海外法人からの受注にあたっては、発注制限の管理、異常注文の検知及び抑止、相手先の信用状況の適時適切な把握が必須であり、今後もリスク管理態勢の維持及びさらなる向上に努めてまいります。

ハ. ウェブトレード部門

オンライントレードの取扱商品の充実化により他社サービスとの差別化を図って参ります。取引ツールのワンプラットフォーム化による顧客の利便性の向上に努め、新規顧客の開拓と定着率向上に努めてまいります。また、システム障害時の適時適切な対応、外部委託先管理に注力し、お客様が安心してお取引いただける環境整備に努めてまいります。

ニ. 商品先物対面取引部門

商品先物対面取引部門と証券対面取引部門の組織は完全に区分しております。商品先物対面取引部門の営業員は勧誘時においては、商品先物取引の勧誘であることを明確にし、お客様から金融商品取引の勧誘と混同されることのないよう特に留意しております。ハイリスク、ハイリターンの取引であることから、無担保未収金や訴訟リスクがあり、適時適切なリスク管理体制の整備に注力してまいります。また、エリア営業支援・管理システムの運用体制の更なる強化による営業効率のより一層の向上、金融・投資セミナーの定期的開催による顧客基盤の裾野拡大、営業員に対するコンプライアンス遵守のさらなる徹底、金融全般に係る知識の向上、提案力等のスキルアップに努めてまいります。

② コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢のさらなる強化

当社では、金融商品取引業者及び商品先物取引業者としての信頼の維持・向上に努め、お客様を始めとするステークホルダーからの安心と信頼を得るため、引き続き、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の維持・向上は経営上の重要な課題であると認識し

ており、今後もより一層の強化を図ってまいります。

コンプライアンスについては、より専門的な知識及び経験が要求されるという観点から、金融商品取引を担う部門と商品先物取引担う部門に区分し、それぞれの部門が適切かつ綿密に業務を行う組織体制を継続してまいります。一方で、全社包括的かつ横断的の観点からコンプライアンスの現状把握及び評価、コンプライアンスに関する未然防止策、再発防止策の検討及び立案、その他コンプライアンス施策の検討等を行う必要があります。これらを担う組織体としてコンプライアンス委員会を引き続き活用してまいります。また全従業員を対象とした研修を実施することで、コンプライアンスに対する従業員一人一人の意識の醸成を図っております。

リスク管理については、システムリスク管理態勢、情報セキュリティ管理態勢、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に注力しつつ、全社的な観点からのリスクマネジメント態勢の整備と強化に向けた検討を行ってまいります。

また、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:運用、Check:評価、Action:改善）を活用し、各態勢の継続的な改善に努め、実効性の維持・向上を図ってまいります。

③ 顧客本位の業務運営の深化及び定着

当社が公表する「顧客本位の業務運営に関する基本原則」に基づき、顧客本位の業務運営態勢のさらなる深化及び定着を図ってまいります。その実践のため、すでに組織横断的な推進会議を設置しており、今後も当該会議体を中心として、アクション・プランに基づく各種施策の企画・立案、推進及び進捗管理を行って参ります。また、当該会議体から取締役会への提言や付議を積極的に行うことで、真にお客様の利益に適う経営態勢を整備してまいります。

④ M&A等による事業基盤拡充

事業基盤の強化と業務効率化を目的として、経営資源配分の最適化を図るべく、各事業における再編を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和２年３月31日現在）

① 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ．有価証券の売買並びに市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
- ロ．イに掲げる売買又は取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ．イに掲げる売買又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ニ．店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理
- ホ．有価証券の引受け
- ヘ．有価証券の募集又は売出し
- ト．有価証券等管理業務
- チ．その他金融商品取引業付随業務

② 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ．商品市場及び外国商品市場における取引
- ロ．イに掲げる取引の受託
- ハ．イに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

③ その他

- イ．保険業法に基づく保険契約の締結の代理又は媒介業務

(6) 主要な営業所の状況（令和２年３月31日現在）

店 舗 名	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
本 社 分 室	東京都中央区日本橋人形町一丁目 6 番10号
支 店	北習志野支店（千葉県船橋市）、綱島支店（神奈川県横浜市港北区） 蕨支店（埼玉県蕨市）、行田支店（埼玉県行田市）、 芦屋支店（兵庫県芦屋市）津山支店（岡山県津山市）、 新潟支店（新潟県新潟市中央区）、長岡支店（新潟県長岡市）、 高田支店（新潟県上越市）

(7) 使用人の状況（令和２年３月31日現在）

従業員数（名）	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
258名	32名減	40.89歳	14.9年

（注１） 上記のほか、契約及び嘱託社員12名、歩合外務員13名が在籍しております。

（注２） 従業員が全事業年度末と比較して減少した主な要因は、社員の退職によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（令和２年３月31日現在）

借 入 先	借 入 金 の 種 類	借 入 金 残 高（千 円）
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	2,110,139

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

- | | | |
|------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 23,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 8,993,524株 |
| ③ 株主数 | | 4名 |
| ④ 大株主 | | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ユニコムグループホールディングス株式会社	8,100,000株	96.89%
岡藤ホールディングス株式会社	200,000株	2.39%
株式会社トレードワークス	60,000株	0.72%

（注）上記大株主には、自己株式（633,524株）は含まれておりません。
持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（令和2年3月31日現在）

- ① 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成26年4月4日臨時株主総会決議、平成26年4月21日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,250個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 125,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 75,000円（1株当たり750円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
自 平成28年5月1日 至 令和3年4月30日
- ・新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。
 - iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
 - iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,250個	125,000株	4人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 1. 上記のうち、取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

ロ. 平成28年6月17日臨時株主総会決議、平成28年6月17日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,390個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 239,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 80,000円 (1株当たり800円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
自 平成30年7月1日 至 令和5年6月30日
- ・新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。

iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,140個	214,000株	9人
社外取締役	50個	5,000株	1人
監査役	200個	20,000株	1人

(注) 1. 上記のうち、取締役3名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

(注) 2. 上記のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものです。

ハ. 平成30年2月5日臨時株主総会決議、平成30年2月28日取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,590個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 259,000株 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 85,000円 (1株当たり850円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

自 令和2年3月1日 至 令和7年2月28日

・新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。

iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,340個	234,000株	10人
社外取締役	50個	5,000株	1人
監査役	200個	20,000株	1人

(注) 1. 上記のうち、取締役4名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

(注) 2. 上記のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものです。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和2年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況 等
二 家 勝 明	代 表 取 締 役 会 長	ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役会長 日本ユニコム株式会社代表取締役
二 家 英 彰	代 表 取 締 役 社 長	
青 山 秀 世	取 締 役 副 社 長 C X リ テ ー ル 事 業 担 当	
松 田 勇 次	常 務 取 締 役 コンプライアンス本部長	
石 川 好 範	常 務 取 締 役 長 C X 営 業 本 部	
江 口 明	取 締 役 長 営 業 本 部	
平 尾 友 亮	取 締 役 長 法 人 部	
坂 本 智 一	取 締 役 管理本部長兼業務管理部長	
重 田 正 和	取 締 役 C X 営 業 委 本 部 副 本 部 長	
荒 木 文 明	取 締 役 長 C X 営 業 管 理 部	
近 藤 竜 夫	取 締 役 長 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 兼 経 営 企 画 部 長	
中 村 吉 孝	取 締 役	
伊 藤 渡	取 締 役	
杉 本 卓 士	取 締 役	岡藤商事株式会社代表取締役社長
小 池 豊	常 勤 監 査 役	
松 下 素 久	監 査 役	松下公認会計士事務所所長
守 田 猛	監 査 役	

- (注) 1. 取締役中村吉孝氏及び取締役伊藤渡氏並びに取締役杉本卓士氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松下素久氏及び監査役守田猛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松下素久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (3)	236,800千円 (11,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	20,700千円 (11,700千円)
合 計 (うち社外役員)	17名 (5)	257,500千円 (23,100千円)

- (注) 1. 上記には令和元年5月31日開催の第74回定時株主総会終結のときを持って退任した取締役3名（うち社外取締役0名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第70回定時株主総会において、年額600,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年4月4日開催の臨時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額25,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第70回定時株主総会において、年額120,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年4月4日開催の臨時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額5,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は当事業年度において非上場企業であり、ストックオプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため費用計上はしていません。従いまして、上記報酬等の額にストックオプション報酬額は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本卓士氏は、岡藤ホールディングス株式会社取締役及び岡藤商事株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間で平成30年5月21日付で岡藤ホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。また、平成31年2月13日付で同じく岡藤ホールディングス株式会社との間で経営統合に関する基本合意を締結いたしました。

監査役松下素久氏は、松下公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社 外 取締役 中 村 吉 孝	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席しており、証券会社の経営に長年にわたり従事し、金融マーケット及び証券事業全般にわたる豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社 外 取締役 伊 藤 渡	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席しており、銀行を始めとして金融業界に長年にわたり勤務し、また、株式会社金融商品取引所役員を歴任されるなど、金融マーケットへの豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社 外 取締役 杉 本 卓 士	就任以降の全ての取締役会及び監査役会に出席しており、長年にわたり岡藤グループ各社の経営に従事され、商品開発、法人営業部門等の取締役として各種業務を遂行されており、同氏の金融マーケット及び商品先物取引に関する豊富な経験、幅広い知見、そして高い見識を生かし、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社 外 監査役 松 下 素 久	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席しております。 取締役会においては、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、会計及び財務並びに税務面等における専門家としての観点から意見を述べるなど、適宜発言を行っております。また、監査役会においては財務・経理について意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社 外 監査役 守 田 猛	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席しております。 取締役会においては、農林水産省を始めとする官公庁に長年にわたり勤務し、また、日本商品先物取引協会役員を歴任されるなど、行政機関や自主規制法人における豊富な経験と深い見識に基づき、主として業務運営の適正性並びにコンプライアンスの観点から意見を述べるなど、適宜発言を行っております。 また、監査役会においては内部統制並びに内部監査について意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、財務デューデリジェンス報告業務等の提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）として、下記の通り整備し必要な見直しを行ってまいります。

その概要は以下の通りであります。

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社が定める「役職員行動規範」、「倫理コード」を倫理規範及び行動指針とし、法令諸規則並びに定款及び諸規程で定められた組織、業務分掌、職務分掌等に従い職務の執行を行う。
- ② 当社の取締役会は「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の現状把握及び評価、諸規程及びマニュアル類の運用状況把握及び評価、法令諸規則等違反の未然防止策並びに再発防止策の検討及び立案、コンプライアンス研修等の社内研修の企画及び立案を行う。コンプライアンス委員会は取締役会に対し、その議事内容を報告するとともに、必要に応じて議案を上申する。
- ③ 監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、独立の機関として取締役及び執行役員の職務の執行を監督するとともに、取締役会の決議に基づく業務の適正を確保するための体制の構築、運用状況を監視し、検証を行う。
- ④ 内部監査部門は、社内規程に基づき、他の部門から独立した部門として会計、業務、組織及び情報システム等に関し、法令、諸規則、定款及びその他社内規程の遵守状況、業務運営の効率性と正確性、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理態勢等につき確認し、評価を行う。
- ⑤ 検査部門は、社内規程に基づき、他の部門から独立した部門として営業関連部門に対して、法令、諸規則、社内規程の遵守状況、業務運営状況、内部管理態勢、その他重要事項に関する検査を行う。
- ⑥ 当社及びグループ会社の不正や違反行為における内部連絡制度の必要性に鑑み、「内部通報支援センター」の活用に努め、「証券ヘルプライン社内規程」により内部通報制度の有効性を高める。
- ⑦ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の業務運営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて職務執行に係る指示・指導を行う。
- ⑧ 当社の取締役会は「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、外部機関との緊密な連携関係のもと、反社会的勢力に対する組織的対応を図り役職員の安全を確保するとともに、反社会的勢力との取引関係を含む一切の関係を遮断し、その不当要求を拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整える。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役会は「リスク管理基本方針」に基づき、当社及びグループ会社に係るリスクの分類及び識別、リスクカテゴリー毎の発生頻度及び影響度を勘案した重要性の見積、各リスクの管理方法の策定を行う。
- ② 当社の取締役会はリスク管理委員会を設置し、当社及びグループ会社のリスク管理

体制の現状把握及び評価、諸規程及びマニュアルの運用状況把握及び評価、各リスク顕在化に対する未然防止並びに再発防止策の検討及び立案を行う。リスク管理委員会は取締役会に対し、その議事内容を報告するとともに、必要に応じて議案を上申する。

- ③ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社に係る承認事項及び報告事項を明確化し、リスク管理状況及びリスク顕在化の有無を適時適確に把握する。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、月1回以上適宜開催され、経営の方針並びに重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 当社の取締役会は、定款及び社内規程に基づき各取締役の職務分掌を定め、その権限及び責任の所在を明確にする。
- ③ 当社の取締役会は、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を効率的に確立するため、その諮問機関として「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を設置する。
- ④ 当社の取締役会は、中期事業計画及び年度予算を策定し、各営業部門の月次報告及び月次予算実績管理並びにグループ会社の月次報告により、その進捗を適宜適切に把握する。
- ⑤ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社に係る承認事項及び報告事項を明確化し、グループ会社所管部門とグループ会社との連絡並びに連携を円滑に行う。

(5) 当社並びに親会社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社の役員と親会社及びその子会社の役員が兼務関係にある場合においては、当社の取締役会は、利益相反取引に留意し、独立性確保を重視した職務執行体制を構築する。
- ② 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社所管部門を通じて、当社経営方針及び経営戦略の周知徹底、業務運営状況のモニタリング、職務執行に係る指示・指導を行う。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社が定める「内部監査規程」に基づきグループ会社の内部監査を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役から独立性に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、当該使用人が他部署を兼務する場合におい

ても、監査役の指揮命令を優先し、それに従う旨を周知徹底するものとする。

- (8) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者・報告受領者・報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

- (9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者に関し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう周知徹底するものとする。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続等に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席することが出来るほか、稟議書等の業務執行に関する書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることが出来る。

また、監査部門は内部監査結果を監査役に報告するほか、監査役による監査の実効性確保に全面的に協力するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の内部統制の体制整備に基づいて、内部統制の適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を6回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。取締役会は適時に開催され、経営の方針及び重要事項について迅速な意思決定が行われております。
- (2) 「稟議規程」、「文書管理規程」に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを時系列に保存しました。
- (3) コンプライアンス委員会やリスク管理委員会等を毎月開催し、内部通報内容等の重点確認事項や当社及び子会社の主要なリスクについて、主管部署及び子会社から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。
- (4) 監査役を補助する使用人を監査役の要請に基づき選任し、監査役は選任された使用人に対して監査業務に必要な事項の命令を適宜行い、選任された使用人はその命令を優先して実行しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人及び検査部との会合を定期的に実施すると共に常勤監査役はコンプライアンス委員会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席しております。各監査役は稟議書等の業務執行に関する書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め、適切な監査業務を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績などを総合的に勘案し、取締役会決議により1株当たり配当金として15円とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,999,623	流 動 負 債	28,880,079
現 金 ・ 預 金	2,478,137	信 用 取 引 負 債	2,199,738
預 託 金	12,290,000	信 用 取 引 借 入 金	2,110,139
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	24,301	信用取引貸証券受入金	89,598
商 品 有 価 証 券 等	23,854	預 り 金	10,867,140
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	447	受 入 保 証 金	1,515,889
商 品	41,560	預 り 証 拠 金	12,011,331
約 定 見 返 勘 定	6,358	預り証拠金代用有価証券	534,314
信 用 取 引 資 産	2,680,752	委 託 者 先 物 取 引 差 金	850,650
信 用 取 引 貸 付 金	2,624,614	前 受 収 益	10,753
信用取引借証券担保金	56,137	未 払 金	704,824
募 集 等 払 込 金	1,509,613	未 払 費 用	5,635
短 期 差 入 保 証 金	13,864,701	未 払 法 人 税 等	115,785
前 払 費 用	64,958	賞 与 引 当 金	30,000
保 管 有 価 証 券	534,314	ポ イ ン ト 引 当 金	33,842
そ の 他 の 流 動 資 産	522,595	そ の 他 の 流 動 負 債	173
貸 倒 引 当 金	△17,670	固 定 負 債	1,004,432
		繰 延 税 金 負 債	961,650
		そ の 他 の 固 定 負 債	42,782
		特 別 法 上 の 準 備 金	253,377
		金融商品取引責任準備金	152,532
		商品取引責任準備金	100,845
固 定 資 産	5,213,820	負 債 合 計	30,137,889
有 形 固 定 資 産	217,834	(純 資 産 の 部)	
建 物	99,379	株 主 資 本	6,804,739
器 具 備 品	117,858	資 本 金	1,500,000
土 地	596	資 本 剰 余 金	1,543,184
無 形 固 定 資 産	540,278	資 本 準 備 金	14,020
の れ ん	158,307	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,529,163
借 地 権	2,280	利 益 剰 余 金	4,063,135
ソ フ ト ウ ェ ア	363,605	利 益 準 備 金	487,859
そ の 他	16,086	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,575,276
投 資 そ の 他 の 資 産	4,455,706	別 途 積 立 金	1,444,947
投 資 有 価 証 券	3,416,456	繰 越 利 益 剰 余 金	2,130,328
関 係 会 社 株 式	450,037	自 己 株 式	△ 301,580
出 資 金	16,204	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,270,814
長 期 前 払 費 用	17,340	その他有価証券評価差額金	2,270,814
そ の 他	790,168	純 資 産 合 計	9,075,554
貸 倒 引 当 金	△234,500	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,213,444
資 産 合 計	39,213,444		

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成31年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		5,523,717
受 入 手 数 料	1,727,771	
受 取 手 数 料	3,119,244	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	590,064	
金 融 融 収 益	86,638	
金 融 費 用		64,526
純 営 業 収 益		5,459,191
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		5,219,118
営 業 利 益		240,072
営 業 外 収 益		149,102
受 取 配 当 金	121,556	
そ の 他	27,545	
営 業 外 費 用		62
そ の 他	62	
経 常 利 益		389,112
特 別 利 益		43,628
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,460	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	11,904	
固 定 資 産 売 却 益	263	
特 別 損 失		139,975
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	41,578	
固 定 資 産 除 却 損	50,745	
支 店 移 転 費 用	7,323	
特 別 退 職 金	40,328	
税 引 前 当 期 純 利 益		292,766
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,694	
法 人 税 等 調 整 額	△23,212	10,482
当 期 純 利 益		188,283

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,500,000	14,020	1,529,163	1,543,184	487,859	1,444,947	1,992,204	3,925,012
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△50,160	△50,160
当 期 純 利 益							188,283	188,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	138,123	138,123
当 期 末 残 高	1,500,000	14,020	1,529,163	1,543,184	487,859	1,444,947	2,130,328	4,063,135

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△301,580	6,666,616	2,416,520	2,416,520	9,083,136
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△50,160			△50,160
当 期 純 利 益		188,283			188,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△145,705	△145,705	△145,705
当 期 変 動 額 合 計	－	138,123	△145,705	△145,705	△7,581
当 期 末 残 高	△301,580	6,804,739	2,270,814	2,270,814	9,075,554

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項につきましては日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業経理統一基準」（平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディングの目的と範囲

トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保すること及び損失を減少させることを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券等の取引及びデリバティブ取引であります。

(2) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。また、金融商品取引法上の有価証券とみなされる投資事業組合への出資は、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当事業年度の損益として計上し、組合等の保有する有価証券の評価差額のうち持分相当額を全部純資産直入法により処理しております。

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の85%

株券（一部上場銘柄） 時価の70%相当額

倉荷証券 時価の70%相当額

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）。

(5) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却期間は法人税法上の耐用年数（2年～50年）によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

のれん	5年～10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担見込額を計上しております。

ポイント引当金

委託者に付与されたポイントの利用による費用発生に備えるため、将来利用すると見込まれる額を計上しております。

(7) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を積み立てております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則第111条に定める額を積み立てております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

2 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 451,493千円

(2) 担保に供している資産

投資有価証券を日本証券クリアリング機構の当初証拠金として1,048,101千円、清算基金として818,605千円、信託金として15,248千円、取引参加者保証金として55,274千円、東京金融取引所の証拠金取引清算預託金として747,342千円、日本商品清算機構の清算預託金として689,972千円差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を、日本証券クリアリング機構の当初証拠金として322,668千円差し入れております。

(3) 差入れている有価証券等の時価額

信用取引貸証券	91,751千円
信用取引借入金の本担保証券	2,048,655千円
差入保証金の代用有価証券	1,624,000千円

(4) 差入を受けている有価証券等の時価額

信用取引借証券	52,902千円
信用取引貸付金の本担保証券	2,101,334千円
受入保証金の代用有価証券	2,956,455千円

(5) 預託資産の時価額

取引証拠金の代用として保管有価証券534,314千円を日本商品清算機構に預託しております。

(6) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額はありません。

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく日本商品委託者保護基金との代位弁済委託契約における代位弁済限度額は100,000千円であります。

(7) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5
商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条

(8) 関係会社に対する金銭債権・債務

長期金銭債権	101,126千円
--------	-----------

3 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益	28千円
販売費・一般管理費	294,467千円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式	8,993,524		—		—	8,993,524

(2) 配当に関する事項

配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
令和元年5月22日 取 締 役 会	普通株式	50,160千円	6円	平成31年3月31日	令和元年6月3日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和2年5月26日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 125,400千円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月1日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当事業年度末自己株式数

普通株式 633,524株

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 968,900株

5 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入超過額	77,214千円
金融商品取引責任準備金	46,705千円
商品取引責任準備金	30,878千円
未払金	33,426千円
賞与引当金	9,186千円
ポイント引当金	10,362千円
その他	14,464千円
繰延税金資産小計	222,238千円
評価性引当額	△181,692千円
繰延税金資産合計	40,545千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,002,195千円
繰延税金負債合計	1,002,195千円
繰延税金負債の純額	961,650千円

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、その取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主とする第一種金融商品取引業及び商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理等を主とする商品先物取引業であります。これらの事業を行うため、自己資金の他、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期の預金及びトレーディング業務を行っております。

デリバティブ取引等については、ポジション限度額を設けており、社内規程等により運用基準を設定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、現金・預金、預託金、トレーディング商品、信用取引資産、短期差入保証金、保管有価証券、投資有価証券や委託者先物取引差金があります。

現金・預金は運転資金であり、現金は紛失・盗難リスクに、預金は預入先の信用リスク等に晒されております。

預託金は、顧客からの預り金及び受入保証金を法令に基づき信用力の高い外部金融機関に信託している顧客分別金信託であります。

トレーディング商品は主に国内株式、国外の債券及び当該債券の為替ヘッジを目的とした外国為替証拠金取引であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金であり、顧客の契約不履行による信用リスクに晒されております。信用取引借入金を信用取引貸付金に充当する資金調達手段として利用しており、運転資金に余裕がある場合等には自己融資を実施しております。

短期差入保証金及び保管有価証券については委託者から受け入れた現金（預り証拠金）及び有価証券（預り証拠金代用有価証券）を日本商品清算機構へ差し入れております。

投資有価証券は株式及び投資事業組合への出資持分であります。これらは政策投資目的で保有しており、それぞれの発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

委託者先物取引差金は委託者の未決済建玉に関する約定代金と期末時価との差損益金の純額であ

ります。

③ 金融商品に係るリスク管理

(イ) 信用リスクの管理

預金等の信用リスクについては、普通預金を決済性預金にするほか、大手都市銀行等の信用力の高い金融機関に預け入れることとしております。信用取引貸付金の与信管理については、社内規程等に開始基準を定め、また市場変動による担保不足額等を日々モニタリングする管理体制をとっております。トレーディング商品及び投資有価証券の発行体の信用リスクについては、本社管理部門が当該発行体の信用情報の把握を定期的に行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

トレーディング商品については、保有額を取締役会又は稟議にて決定した保有限度額の範囲内にとどめ、またデリバティブ取引によって為替変動リスクをヘッジすることにより、本社管理部門が管理しております。投資有価証券のうち時価のあるものについては、価格を日々モニタリングし、その運用について取締役会又は稟議にて慎重に判断しております。

上記の他、本社管理部門において市場リスクを日々計測し、取締役等に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	2,478,137	2,478,137	—
(2) 預託金	12,290,000	12,290,000	—
(3) トレーディング商品	24,301	24,301	—
商品有価証券等	23,854	23,854	—
デリバティブ取引	447	447	—
(4) 信用取引資産	2,680,752	2,680,752	—
信用取引貸付金	2,624,614	2,624,614	—
信用取引借証券担保金	56,137	56,137	—
(5) 募集等払込金	1,509,613	1,509,613	—
(6) 短期差入保証金	13,864,701	13,864,701	—
(7) 保管有価証券	534,314	741,557	207,242
(8) 投資有価証券	3,311,132	3,311,132	—
(9) 関係会社株式	360,000	244,000	△116,000
資産計	37,052,953	37,144,195	91,242
(1) 信用取引負債	2,199,738	2,199,738	—
信用取引借入金	2,110,139	2,110,139	—
信用取引貸証券受入金	89,598	89,598	—
(2) 預り金	10,867,140	10,867,140	—
(3) 受入保証金	1,515,889	1,515,889	—
(4) 預り証拠金	12,011,331	12,011,331	—
(5) 預り証拠金代用有価証券	534,314	741,557	207,242
(6) 委託者先物取引差金	850,650	850,650	—
負債計	27,979,065	28,186,308	207,242

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 預託金、(5) 募集等払込金、(6) 短期差入保証金

これらの時価については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) トレーディング商品

株式及びデリバティブ取引の時価は、取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関等が提示している価格によっております。

- (4) 信用取引資産

これらの時価については、6ヶ月以内の短期であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 保管有価証券、(8) 投資有価証券、(9) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格に、倉荷証券は商品取引所の清算値にそれぞれによっております。

負債

(1) 信用取引負債

これらの時価については、6ヶ月以内の短期であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 預り証拠金、(6) 委託者先物取引差金

これらの時価については、帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 預り証拠金代用有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格に、倉荷証券は商品取引所の清算値にそれぞれによっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
投資有価証券	
非上場株式	105,000
投資事業有限責任組合	323
関係会社株式	
非上場株式	90,037
合 計	195,361

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 ・ 預 金	2,478,137	—	—	—
預 託 金	12,290,000	—	—	—
信 用 取 引 貸 付 金	2,624,614	—	—	—
信用取引借証券担保金	56,137	—	—	—
募 集 等 払 込 金	1,509,613	—	—	—
合 計	18,958,503	—	—	—

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
信用取引借入金	2,110,139	—
信用取引貸証券受入金	89,598	—
委託者先物取引差金	850,650	—
合 計	3,050,388	—

7 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称 (住 所)	議決権の(被) 所有割合(%)	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	事業年度末 残高(千円)
親 会 社	ユニコムグループ ホールディングス (株) (東京都中央区)	(被所有) 直 接 96.89	不動産の 賃借	不動産の賃 借等	197,360	前払費用	16,033
						長期差入 保証金	101,126

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。

2. 不動産の賃借料等については近隣の取引価格を参考にし、同等の価格によっております。

8 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額 1,085円59銭

(2) 一株当たり当期純利益 22円52銭

9 重要な後発事象

株式交換による経営統合について

当社は、令和2年5月15日開催の取締役会において、岡藤ホールディングス株式会社（以下、「岡藤HD」）と株式交換による経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、その旨の経営統合契約（以下、「本経営統合契約」）を締結いたしました。

また、同日付で本経営統合契約に基づき、当社を株式交換完全子会社、岡藤HDを株式交換完全親会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」）を締結しております。

(1) 株式交換による本経営統合の目的

当社及び岡藤HDは、平成30年5月21日付で「資本業務提携契約」を締結し、当社から岡藤HDへの出資を行うとともに、法人事業を中心とした協業を進める中で、収益基盤のさらなる拡充及び業務効率化のより一層の向上のためには、より密度の高い連携が必要であるとの考えに至り、平成31年2月13日付で両社の経営統合を目的とした「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。

その後、両社間で経営統合の方法、時期等について協議を重ねた結果、両社を取り巻く経済情勢やマーケット環境、事業に係る許認可の継続、そして顧客・取引先等との関係維持などの観点に鑑み、両社の法人格を維持しつつ経営統合を可能とする株式交換の方法による経営統合を行う事で合意に至った次第です。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換完全親会社の概要（令和2年3月31日現在）

商 号	岡藤ホールディングス株式会社
設 立 年 月 日	平成17年4月1日
所 在 地	東京都中央区新川二丁目12番16号
代 表 者 名	代表取締役社長 小崎 隆司
事 業 内 容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務
資 本 金	3,507百万円

②本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	令和2年5月15日
契約締結日（両社）	令和2年5月15日
株式交換承認株主総会（当社）	令和2年6月19日（予定）
株式交換承認株主総会（岡藤HD）	令和2年6月26日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	令和2年10月1日（予定）

本株式交換の日程は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

③本株式交換の方式

当社を株式交換完全子会社、岡藤HDを株式交換完全親会社とする株式交換です。本株式交換契約は、令和2年6月19日開催予定の当社定時株主総会の決議、並びに令和2年6月26日開催予定の岡藤HD定時株主総会による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。

④本株式交換に係る割当の内容

会社名	岡藤 HD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	5.65
本株式交換により交付する株式	普通株式：46,104,000 株（予定）	

株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、岡藤HDの普通株式5.65株を割当交付いたします。ただし、岡藤HDが保有する当社の普通株式200,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月19日

日産証券株式会社
取締役会御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	加 賀 美 弘 明 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	永 利 浩 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産証券株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は令和2年5月15日開催の取締役会において、岡藤ホールディングス株式会社と株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合契約及び当該経営統合契約に基づき、会社を株式交換完全子会社、岡藤ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A&A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 5 月 25 日

日産証券株式会社 監査役会

常勤監査役 小池 豊 ⑩

監査役 (社外監査役) 松下 素久 ⑩

監査役 (社外監査役) 守田 猛 ⑩

別紙 5

本株式交換契約の締結

日産証券は、2020年5月15日に、当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりであります。

事業の譲受

日産証券は、2020年5月28日開催の取締役会において、第一商品の商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所での取扱商品を除く商品先物取引業。以下「本件事業」といいます。）を、日産証券が譲受することを決議し、同社との間で事業譲渡契約を締結いたしました。

- a. 譲渡対象事業：商品先物取引業の一部（東京商品取引所(TOCOM)貴金属市場、ゴム市場、農産物市場の取引銘柄）
- b. 事業内容：商品先物取引業
- c. 本件事業の経営成績（平成31年3月期）

	本件事業 (a)	平成31年3月期 実績 (b)	比率 (a/b)
売 上 高	3,395百万円	3,538百万円	95.95%
営 業 利 益	—	66百万円	—

注1）譲渡対象事業の経営成績については平成31年3月期の実績を記載しております。

注2）本件事業の営業利益は算定しておりませんので、記載しておりません

- d. 本件事業の資産、負債の項目及び金額（令和元年12月末日現在）

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
保有有価証券	2,470百万円	預り証拠金	10,949百万円
差入保証金	9,160百万円	預り証拠金代用有価証券	2,470百万円
委託者差金	1,789百万円		
固定資産	104百万円		
合 計	13,523百万円	合 計	13,419百万円

注）事業譲渡日時点までに上記以外の譲渡資産が追加された場合は変動する可能性があります。

- e. 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額 9億円（消費税除く）

決済方法 現金による決済

注) 譲渡価額につきましては、2020年3月末日現在の試算額であり、事業譲渡日時点における事業譲渡される資産及び負債の金額により実際の譲渡価額は当該金額とは異なる場合があります。

f. 日程

取締役会決議日	2020年5月28日
事業譲渡契約締結日	2020年5月28日
定時株主総会開催日（第一商品）	2020年6月26日
事業譲渡日	2020年7月20日（予定）

注) 本件事業の譲渡は、会社法第467条第1項第2号の規定に該当する事業譲渡であるため、本年6月26日開催予定の第一商品の定時株主総会において承認可決されることをその実行の条件としております。

別紙 6

当社は、2020年5月15日に、当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりであります。